



2002年12月19日 第2003-8号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

雇用保険の給付削減案まとまる

労働側は反対の意見書を提出

労働政策審議会職業安定分科会「雇用保険部会」は、12月18日に開催された会議で雇用保険制度の見直しに関する報告をまとめました。その内容は、給付率及び上限額の切り下げ、給付日数の見直し、保険料率の見直しなどとなっています。(報告の概要は別紙)

給付削減は断じて認められない

厳しい雇用情勢の中、給付の引き下げを行うことを断じて認めるわけにはいきません。労働側委員は、「雇用保険の給付削減は行うべきではない」とする意見書を提出し、この報告案に添付されることになりました。

労働側委員の一人である、J A M 埼玉渡辺副書記長は次のように述べて、報告案に反対する意見を強く表明しました。

【渡辺委員発言要旨】

中小企業は今、値引き攻勢を受けて厳しい経営状況にあり、今後モリストラによる離職者が増えることは間違いない。こういう時こそ雇用保険が果たす役割は大きいはず。働く者の雇用不安が極限にまで達している時に改悪とは納得できない。民事再生法等で再建中の企業の労働者は、賃金カットを受けている。こういう人たちが、離職せざるを得なくなった場合、給付率

が引き下げられると、非常に低い金額しか受給できなくなる。断じて認められない。

労働者の尊厳と生活を守れ！

このニュースでもお伝えしているとおり、来年の通常国会に向けて、労基法や派遣労働法が、不安定雇用を増長する方向で改正されようとしています。それに加えて雇用のセイフティネットである雇用保険制度まで切り下げようとする政府および厚生労働省には、「労働者を人として扱い、その尊厳と生活を守る」という姿勢がまったくないと言わざるを得ません。

労働者派遣法と雇用保険法については、12月26日に開催予定の職業安定分科会で正式に諮問・答申されることとなりますが、労働側委員は反対の姿勢を強く貫くことを確認しています。

J A Mは強力な国会対策に取り組む

来年の通常国会で労基法、労働者派遣法、雇用保険法等が審議される際には、J A Mは政策・制度要求の重要な柱として、組織内国会議員と密接に連携し、政府案の撤回・大幅修正を求める取り組みを強化していきます。

組合員の皆様のご理解と積極的なご協力をお願いします。

<別紙> 雇用保険法改正案の概要
 労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会報告

基本手当の給付率及び上限額の切り下げ

		現 行	見直し案
給付率		60歳未満 80～60% 60歳以上 80～50	60歳未満 80～50% 60歳以上 80～45%
上 限 額	30歳未満	8,676円	6,580円(-24%)
	30～44歳	9,642円	7,310円(-24%)
	45～59歳	10,608円	8,040円(-24%)
	60～64歳	9,640円	7,011円(-27%)
屈 折 点	60歳未満	給付率60%の賃金日額：10,190円	給付率50%の賃金日額：12,220円
	60～64歳	給付率50%の賃金日額：13,180円	給付率45%の賃金日額：10,950円

給付日数の見直し

1. 倒産・解雇等による離職者について、パートタイム労働者の日数を通常労働者に合わせる。

被保険者期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日(±0)	90日(±0)	120日(+30)	180日(+30)	-
30以上45歳未満		90日(±0)	180日(+30)	210日(+30)	240日(+30)
35以上45歳未満		90日(±0)	180日(+30)	240日(+60)	270日(+60)
45以上60歳未満		180日(±0)	240日(+30)	270日(+30)	330日(+30)
60歳以上		150日(±0)	180日(+30)	210日(+30)	240日(+30)

()の数字は、パートタイム労働者の現行日数との差

2. 上記以外の離職者について、通常労働者の日数をパートタイム労働者の日数に合わせる。

被保険者期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全 年 齢	90日(±0)		90日(-30)	120日(-30)	150日(-30)
困 就 難 職 者	45歳未満	150日(±0)	300日(±0)但し、パートは+30～+60日		
	45歳以上		360日(±0)但し、パートは+90日		
	65歳未満		360日(±0)但し、パートは+90日		

()の数字は、通常労働者の現行日数との差

その他の見直し案

1. 就業促進手当(仮称)の創設と再就職手当と常用就職支度金の統合・整備
2. 60歳時賃金日額の算定の特例廃止
3. 教育訓練給付の縮減
4. 高年齢雇用継続給付の縮減、等

保険料率

現行(本則 1.2/1000、弾力発動で 1.4/1000)を本則 1.6/1000(弾力条項±0.2/1000あり)に引き上げ。但し、平成 15、16 年度は 1.4/1000 に据え置く。